

所有者不明土地に係る固定資産税について

所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から令和2年度に税制が改正されました。

●改正の背景

所有者不明土地等に係る固定資産税については、登記簿上の所有者が死亡している場合の相続人や、固定資産を使用し収益を得ている者がいるにも関わらず、所有者が正常に登記されていない土地などの調査及び特定に多大な時間と労力を要しています。

近年、人口の減少や少子高齢化の進展に伴う土地利用の需要の低下や、地方から都市部への人口移動を要因とした土地所有意識の希薄化等によって、所有者不明土地は増加しており、問題となっていました。

●令和2年度税制改正点

①現に所有している者(相続人等)の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者(相続人等)に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとなりました。また、申告がなかった場合、10万円以下の過料を科す規定を設けられました。

※令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用します。

②使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとなりました。

※住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等を行います。

※令和3年度分以後の固定資産税について適用します。

●お問い合わせ先

上牧町住民生活部税務課 固定資産税係

TEL 0745-76-2509 (内線126・148・147)